由利本荘市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

令和７年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の３３及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和６年４月４日付け老発０４０４第３号厚生労働省老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について、基本的事項等を定めることにより、的確かつ効率的な検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

（検査の対象）

第２条　検査の対象となる者は、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該事業者が運営する全ての事業所が市内に所在する事業者とする。

（検査方針）

第３条　検査は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認し、当該介護サービス事業者が自主的に業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けるとともに、問題点が確認された場合においては、必要に応じて公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

（検査の種別）

第４条　検査の種別は、次のとおりとする。

（１）　一般検査　介護サービス事業者の業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、定期的に実施する検査をいう。

　（２）　特別検査　指定を受けている介護サービス事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消相当の事案が発覚した場合に実施する検査をいう。

　（検査の方法等）

第５条　検査は、検査指針を踏まえ、次に定める方法により実施する。

（１）　一般検査

ア　市長は、業務管理体制の整備及び運用状況の確認に係る実施計画を毎年度作成し、当該実施計画に基づき介護サービス事業者につき原則として概ね６年に１回の一般検査を実施するものとする。

イ　対象の選定に当たっては、介護サービス事業者の運営指導及び監査の結果等を考慮するものとする。

ウ　小規模の介護サービス事業者に対する検査については、指定事業所等に対する法第２３条に基づく運営指導に併せて実施するなど、効率的な方法で行って差し支えないものとする。

エ　一般検査を実施する場合は、介護サービス事業者に「業務管理体制報告書」の提出を求め、その確認を行うものとする。

（２）　特別検査

ア　市長は、指定事業所等の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合も、当該事業所等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び当該事案への組織的関与の有無について検証を行うものとする。

イ　検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとする。

２　検査の対象となる介護サービス事業者を決定したときは、あらかじめ文書により、当該事業者に原則として検査実施日の１月前までに通知するものとする。ただし、特別検査については、あらかじめ通知したのでは実効性のある実態把握ができないと認められる場合は、特別検査開始時に通知する。

３　検査の報告については、次のとおりとする。

（１）　検査担当者は、検査終了後速やかに報告書を作成の上、長寿生きがい課長に報告を行うものとする。

（２）　検査担当者は、特別検査を実施した場合、報告書を作成し、次項に定める検査会議に報告の上、市長に復命するものとする。

４　検査会議は、長寿生きがい課の職員で構成するものとし、特別検査の報告内容を審議し、行政上の措置等について検討を行うものとする。

５　市長は、検査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書によりその旨を当該介護サービス事業者に通知するとともに、文書により報告を求めるものとする。

（検査後の措置）

第６条　市長は、検査の結果、次に掲げる行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

（１）　勧告　厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（２）　命令　勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。この場合においては、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第２項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

２　市長は、前項各号の行政上の措置に係る対応については、当該対応に要する時間を考慮し適宜設定した期限を付して報告を求めるものとする。なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

（検査にあたっての留意点）

第７条　検査にあたっての留意点については、指針を参照するものとする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、従前の本荘由利広域市町村圏組合介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱（平成２５年本荘由利広域市町村圏組合介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。